

認可外保育施設への立入調査について

1.立入調査実施における工夫

⑤職員によるバラツキの軽減 ～立入調査を実施する職員のレベルアップ～

管掌内で全施設に対して同じような基準で指導・監督ができるように、立入調査を実施する職員の教育を行っている事例がある。

具体的な取組例

- 年度当初の立入調査に係る新任説明会
 - ・ 過去改善勧告等措置を発出した事例紹介
 - ・ 市町村での指摘事項/好事例などの共有
- マニュアル作成・配布
 - ・ 職員用の立入調査のやり方に関する内容
 - ・ 巡回支援指導実施要領、認可外関係例規集、各種ガイドライン、施設で使用する帳票様式集等の知っておくべき事項
- 経験者と新任者が一緒に立入調査に行く実地研修



横浜市

区役所への説明会

横浜市の事務分担では、改善勧告、公表は区業務、業務停止命令以降の重い処分は市の本庁業務となっている。過去に改善勧告を発出した経験がない区が多く、業務のやり方がわからなかったり、また、業務繁忙期と重なると改善勧告の発出が難しかったりする場合がある。そのため、横浜市は、年1回運営指導の説明会を実施し、過去事例の共有などを通じて、区職員の知識習得につなげている。



茨城県

権限移譲した市町村への助言・サポート

立入調査の権限を移譲して完全に市町村に任せきりにするのではなく、毎年各市町村に対して県に立入調査に同行してもらいたい施設を2施設程度選定してもらい、県の巡回支援指導員がそれらの立入調査に同行し、市町村に対して立入調査のやり方の助言を行っている。また、県の巡回支援指導員が各市町村の立入調査に同行しサポートを行うことによって、市町村に権限移譲をしつつも、県内で統一した基準による指導・監査が可能になっている。さらに、立入調査のスケジュールの組み方や立入調査当日の職員の業務分担、チェックリストの紹介など、他市町村が実施している工夫・好事例を共有することができている。

認可外保育施設への立入調査について

1.立入調査実施における工夫

⑥立入調査実施におけるその他工夫

その他、各自治体が立入調査に関して実施している工夫を下記で紹介する

▶▶▶ 新規に設立された施設への新規施設確認

- ◆ 新規に設立された施設には、開所後の新規施設確認時に、施設の確認を行うとともに、立入調査で指導となりやすい項目等について、丁寧に説明し、開所してからすぐに保育施設が改善をできるようにしている。
- ◆ 新規に設立された施設には開所後半年後以降に立入調査を実施しているため、開所後から立入調査までの間にも事故等が起きないように予防する効果や、立入調査で指導項目が多くなるようにする効果がある。

さいたま市

▶▶▶ 立入調査カードの活用

- ◆ 立入調査では、県独自で作成した立入調査カード（Excelの帳票）を使用している。
- ◆ 立入調査カードは、国の指導監督基準に基づき指導項目が整理されており、立入調査後は速やかに評価結果を記入し、翌日中には他施設の立入調査に従事する監査担当職員や課内で供覧し、結果報告と情報共有が行える。

佐賀県

▶▶▶ 居宅訪問型施設の書面調査の電子申請化

- ◆ 居宅訪問型施設の書面調査の際に、居宅訪問型施設のセルフチェックシートを電子申請システムで申請できるようにしたことで、紙の書類の管理がなくなり、市がデータを管理しやすくしている。
- ◆ もともと市が持っている電子申請システムを活用することで、新たにシステム開発のコストをかけず、チェックシートの質問項目などをとりまとめ、システムに反映することによってシステム化への移行を迅速に行うことができた。

横浜市